

《 本人確認書類についてのご案内 》

所定の条件を満たす場合には、お受取人様の印鑑証明書のご提出に代えて、お受取人様の本人確認書類のコピーでのご請求が可能です。

◆本人確認書類の種類 (戸籍書類や念書は不可)

本人確認書類	コピー必要部分
① 運転免許証	表面および裏面
② パスポート	写真・有効期限の記載ある面および現住所の記載ある面
③ 健康保険証等	氏名の記載ある面および住所の記載ある面
④ 身体障害者手帳	写真・氏名の記載ある面および住所の記載ある面
⑤ 住民基本台帳カード (写真付のもの)	表面
⑥ 国民年金手帳	氏名の記載ある面および住所の記載ある面
⑦ 外国人登録証明書	表面および裏面

*ご提出いただくのは、①～⑦のいずれか1種類の本人確認書類で結構です。

*本人確認書類ごとの必要部分のコピーをもれなくご提出ください。

◆ご提出にあたってのご注意 (条件)

- お手続きされる方が、お受取人様ご本人またはお受取人様の親権者にあたる方であること。
*お手続きされる方が、お受取人様の後見人・相続人の場合はお取り扱いできません。
- 保険金等の送金先に指定された口座が、お受取人 (親権者含む) 様名義のものであること。
- 本人確認書類に記載されたご住所が保険金・給付金請求書のご住所と一致していること。
*不一致の場合は、ご住所の一致する別の本人確認書類のコピーをご提出ください。
*万一、本人確認書類および印鑑証明書のうちに、保険金・給付金請求書のご住所と一致するものがない場合は、弊社までご連絡ください。
- 有効期限のある本人確認書類については、有効期限内のものであること。

★上記、「ご提出にあたってのご注意 (条件)」をすべて充足する場合に限り、本人確認書類でのお手続きが可能となります。

★上記条件を充足しない場合には、印鑑証明書をご提出の上、同一印を請求書へ押印ください。

以上